

# 政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 52 号  
2021 年 7 月

---

## 目 次

### [書評]

- 企業の政治理論はいかにして可能か—— Abraham A. Singer, *The Form of the Firm: A Normative Political Theory of the Corporation* を読む  
松尾隆佑…………… 1
- 富裕な民主主義諸国の難民政策についての慣行に則した政治哲学的論証の試み—— David Miller and Christine Straehle (eds.), *The Political Philosophy of Refuge* を読む  
岸見太一…………… 4

### [会務報告]

- 2020 年度会計報告書…………… 7
- 2021 年度予算案…………… 8
- 2020 年度第 3 回理事会議事録…………… 9
- 2021 年度第 1 回理事会議事録…………… 10

### [2022 年研究大会]

- 第 29 回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ…………… 12
- 第 29 回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ…………… 14
- 政治思想学会「学会報告奨励賞」(2021 年度)のご案内…………… 15
-

## 企業の政治理論はいかにして可能か

— Abraham A. Singer, *The Form of the Firm: A Normative Political Theory of the Corporation* (Oxford University Press, 2019) を読む

松尾隆佑 (宮崎大学)

クリストファー・マクマホン<sup>1</sup>は、企業組織において経営者が行使しうる権威を論じた先駆的著作のなかで、権威の正当化理由を問う研究は、それが政府を対象にしないとしても、経営倫理学 (business ethics) より政治哲学に分類されるべきだと述べている (Christopher McMahon, *Authority and Democracy*, 1994)。だが、フェミニズムや多文化主義、熟議デモクラシーなど、どちらかと言えば非経済的な価値にかかわる論争が活況を呈してきた前世紀末以降の政治哲学・政治理論では、経済的な利益と強固に結びつく企業という存在に注目した研究は、きわめて周辺的であった。多少の変化が生じたのは、世界金融危機を経た 2010 年代である。企業の政治的影響力や格差の拡大が改めて認識され、経済への関心が再び喚起されたことにより、長らく下火にあった職場デモクラシー論も見直されつつある (Elizabeth Anderson, *Private Government*, 2017; Isabelle Ferreras, *Firms as Political Entities*, 2017 など)。

また、政治哲学・政治理論が企業に再注目しつつある一方、経営倫理学がこれを上回る勢いで企業の政治的側面に関する研究を生み出している点も興味深い。たとえば企業の準政府的な機能と公共的な責任を強調する「政治的 CSR」論のなかには、多様なステークホルダーを包摂する熟議を通じたコーポレート・ガバナンスの民主化を主張する立場も見られるなど、「経営倫理学の政治学化」には目を見張るものがある (岩田浩「変貌する民主主義と企業経営」『大阪産業大学経営論集』14-2, 2013 年)。政治哲学・政治理論と経営倫理学が交差する領域において、今後さらなる研究の発展が見込まれることは間違いない (国内における貴重な業績としては、神島裕子「多国籍企業の政治的責任」宇佐美誠編『グローバルな正義』(2014 年) や、井上彰「企業の社会的責任と

ロールズ正義論」井上彰編『ロールズを読む』(2018 年) などがある)。

本書『会社の形式——法人企業の規範的政治理論』もまた、政治哲学・政治理論と経営倫理学が接近するようになった近年の研究動向を反映した成果である。著者のアブラハム・A. シンガーは 2016 年にトロント大学で政治学の博士号を取得し、現在はロヨラ大学クインラン・ビジネススクール助教授の任にある。博士論文に基づく本書は、序論・第 1 章と結論に 3 つのパートを挟むかたちで構成されている。第 1 部「企業の効率性に関する経済理論と正義」では、アダム・スミス、ジョン・スチュアート・ミル、カール・マルクスといった古典的な理論家から、ロナルド・コース、アドルフ・バーリとガーディナー・ミーンズ、そしてミルトン・フリードマン以降のシカゴ学派 (エージェンシー理論、所有権理論、法と経済学を含む) による諸学説が扱われ、企業の経済的効率性をめぐる議論が展開される (第 2 章～第 6 章)。続く第 2 部「企業の効率性に関する規範的説明」では、従来の経済理論は企業の効率性が組織内部の規範と協働に大きく依存する点を見過ごしてきたとの主張がなされ、効率性を支える企業の非市場的性質が強調される (第 7 章・第 8 章)。そして第 3 部「より正しい企業レジームへ——法・ガバナンス・倫理」では、同様の観点から企業の統治構造や経営倫理をめぐる諸論点が検討される (第 9 章～第 12 章)。本書を通じて著者が示す立場は、法人企業を市場とも国家とも区別される独自の性格を持った存在として捉えるべきであるとする点で、市場と企業の違いをあまり意識しない世間一般の理解とも、国家と企業の相似性に注目することが多い職場デモクラシー論や政治的 CSR 論とも、趣が異なっている。

まず序論および第 1 章では、本書の検討対象

とアプローチが明らかにされる。本書が主に関心を向けるのは、会社（firm）を経営・統治するための特殊な構造として政府の認可を得た法人企業（corporation）、特に営利法人（business corporation）である。メゾレベルの組織である法人企業については、それを個人的行為の延長上に捉えて自由を拡大させる存在と考える立場と、逆に国家権力の延長上に捉えて個人の自由を侵害する存在と考える立場があり、職場デモクラシー論や政治的CSR論を含む後者の立場からは、政府による介入が容易に正当化される。シンガー自身もまた、リベラル・デモクラシーへの明確なコミットメントに基づき、現代の企業が人びとに強いルールや処遇は受け入れがたく、企業内部の権力は正統でないとするものの、企業の政治的・準政府的性格を強調するようなアプローチでは企業が直面する効率性の要請を十分に考慮することができないとして、企業の政治的側面と経済的側面の双方を重視する姿勢を見せる。シンガーによれば、希少な資源を有効に活用しない秩序の下では善き生を追求するための物質的基礎が確保されないため、政治社会は効率性に関心であるべきではない。したがって彼が考える企業の政治理論は、リベラルで民主的な諸制度・諸規範に加えて、資源の生産的使用を最大化する市場の機能へのコミットメントも前提としている。ここから本書は、市場において企業が存在することの合理的な説明（なぜ、どのようにして企業が重要な生産組織となるのか）と、リベラルで民主的な規範と調和可能な企業のあり方を明らかにすべく議論を進めていく。

第1部で論じられるように、企業の存在意義をめぐって注目されるのは、コースと（彼以後の）シカゴ学派が示す対照である。コースは「企業の本質」（1937年）において、企業は市場における契約を組織内での財の交換や被用者による生産に置き換えることで取引費用を縮減し、より効率的な財とサービスの配分に貢献できるとの知見を示した。ここに企業の存在意義が見出される。ところが、同じくコースの「社会的費用の問題」（1960年）を起源に持つシカゴ学派のアプローチは、企

業を契約の束（nexus of contracts）として理解するために、コース自身の立場に反して企業と市場の区別を解消してしまった。シカゴ学派では労働者と使用者の関係も自発的な契約に還元して理解するため、企業内に権威やヒエラルキーは見られないことになり、バーリとミーンズが提起したような経営者権力やその正統性が問題にされることもない。また、経営者の責任は利益追求であるとしたフリードマンのCSR批判が示すように、企業が社会一般への責任を持つことも認められない。このアプローチは、企業をめぐる規範的な問いの存在そのものを否定してしまうのである。

これに対してシンガーは第2部で、「規範に導かれる生産性（norm-governed productivity）」なる概念を提起し、労働者の生産性を引き出すためには企業が組織内で形成する社会規範が重要であると主張する。コースは企業の存在自体が取引費用を縮減させるとしたが、シンガーはさらに進んで、労働者の協働を促すような組織内の規範によっても取引費用は縮減されると説く。もちろん個人々人は報酬を得るために企業で働くのであるが、企業内におけるその諸行為は、組織が有する一定の規範に沿ってコーディネートされるだろう。すなわち企業は単なる「私有された市場」ではなく、市場では高くつくか成り立たないような協働関係を育むことによって高い効率性を実現すると捉えられる。この点に企業の存在意義を見出すのがシンガーの立場である。

さらにシンガーは、企業の市場的側面を強調するシカゴ学派が企業内の協働を考慮できない一方で、企業の社会的側面を強調する職場デモクラシー論者は効率性を十分に考慮しないと指摘する。企業内に擁護しがたい権威が存在することは事実だとしても、市場競争にさらされる企業がヒエラルキーを含む内部規範に依拠することは避けがたい。そして企業の存在意義が効率性にあり、民主的な規範に基づく協働もまた効率性を高めると単純には想定できない以上、職場デモクラシーを法的に義務づけることは適切でないと言うのである。もっとも彼は、キャロル・ペイトマンに代表されるような、職場参加が労働者や社会全体にも

たらしうる好影響を根拠とした帰結主義的な職場デモクラシー論には、一定の意義を認めている。

こうした議論を踏まえてシンガーが第3部で提示するのは、関係的 (relational) な企業像である。これは、法人企業を個人の集積物としか見なさないシカゴ学派のような見解と異なるだけでなく、法人企業を国家の法的創作物としか捉えない「許可理論 (concession theory)」とも異なる。シンガーによれば、許可理論は企業が部分的には個人間の自発的な関係に基づいて生み出される点を考慮しないため、なぜ人びとが企業を形成・維持するのか、どのように企業の組織が成り立つのかを説明できない。これに対して協働を育む関係的な存在として企業を捉えるシンガーは、各々の企業がどのような価値に沿って統治されるかは自発性に委ねて多様な統治構造を認める多元主義アプローチを擁護する。また、より規制的なアプローチとして社会的な価値と調和しうる特定の (民主的な) 統治構造を企業に求める場合も、法的に義務づけるより、人びとが自発的にそうした企業形態を選ぶことを促せるような制度的環境を整える必要があると主張する。

最後に会社法やコーポレート・ガバナンスを超えた経営倫理の次元においてシンガーは、法的には許容されるが規範的に正当化できないような戦略で儲けを最大化しようとする事への制限として経営倫理を理解する、「市場の失敗アプローチ (market failure approach)」を批判する。このアプローチは、経営者が株主利益の最大化という受託者義務に加えて負うべき責務を指し示すものの、経営倫理を単に市場の失敗を埋め合わせるだけの役割にとどめてしまう。これに対してシンガーが提唱する「正義の失敗アプローチ (justice failure approach)」では、企業は市場の失敗から利益を得ないようにする責任だけでなく、既存の秩序における不正義を悪化させるようなかたちで利益を得ないようにする責任も負うことになる。経営者には、企業だけでなく社会一般においても明確な役割と責務が伴うのである。

本書の大きな特徴は、企業を規範的政治理論の検討対象としながらも、効率性の実現という企業

の経済的機能を軽視することなく、主要な経済理論を批判的に摂取した上でリベラル・デモクラシーと調和しうる企業像を展望している点にある。評者は (特に職場デモクラシーをめぐって) 必ずしも著者の主張に賛同しないが、国家と企業の共通点だけでなく相違点も明確にすることや、効率性と正義の両立可能性を探究することなど、本書が企業の政治理論において重要となる視点を多く含んでいることは疑いない。未だ発展途上にある研究分野の議論水準を確かに押し上げる業績であると言えよう。

## 富裕な民主主義諸国の難民政策についての慣行に則した政治哲学的論証の試み——David Miller and Christine Straehle (eds.), *The Political Philosophy of Refuge* (Cambridge University Press, 2019) を読む

岸 見 太 一 (福島大学)

日本でも難民問題に改めて注目が集まっている。その背景には、2020年6月の香港での国家安全維持法成立、2021年2月のミャンマーでの軍事クーデター、また同年春の日本の国会での改定入管法案の審議において日本の難民認定率の低さとその原因が争点となったことがある。この喫緊の問題について、政治哲学がなしうる貢献の一端を示す業績として、本書を取り上げたい。

本書は、2015年に欧州で争点化したシリア難民問題を念頭に編まれ、2019年11月に出版された論文集である。富裕な民主主義諸国への入国を試みる難民に対して受け入れ国が負うべき義務とその履行の仕方が中心的な論点となっている。

本書の編者のうちミラー (David Miller) は、リベラルナショナリズムの代表的論者であり、詳しい説明は不要であろう。彼は、難民問題について、2016年の *Strangers in Our Midst* で一つの章を割いている。もう一人の編者のシュトラール (Christine Straehle) は、ハンブルグ大学とオタワ大学の教授であり、個人の自律と脆弱性に焦点をあてた、多くの論考を発表している。

以下では本書の内容を概観する。編者二人による序章においては、各章での詳細な議論の準備として、「誰が難民とみなされるべきか」、「難民に対するわたしたちの責務の源泉は何か」、「わたしたちが難民に負う義務には何が含まれるのか」という基本的な論点が、簡潔にまとめられている。

第1章は、オーウェン (David Owen) が、難民という地位の歴史的な変遷と現代の政策慣行の分析をする。その結果、この地位は、避難の原因 (国家による迫害/公序の崩壊/飢饉や災害の発生) に応じて、*asylum*、*sanctuary*、*refuge* (いずれも日本語で「避難所」を意味する) の三つに類型化できると論じられる。類型が異なれば、受け

入れ国が採るべき対処策と、あるべき国家間の責任分担のあり方は変化する。この類型化は、現在の政策慣行を批判する原理的な基礎となる。

第2章では、イーキンス (Richard Ekins) が、難民条約が規定するノン・ルフールマンの義務は、受け入れ国が庇護申請者の入国を拒否することまで禁じているという、難民の権利を重視する立場から提示される見解に対して、反論を提示している。彼は、難民条約の条文を分析することで、難民を受け入れることで共同体の安定性や安全性が損なわれる場合には、難民の入国を拒否して、迫害を受けた国とは別の国に送還することは正当化されると論じる。

第3章のブレイク (Michael Blake) による議論では、庇護の付与が難民の出身国に対して持つ効果が分析される。ある個人を庇護することには、その人の出身国を外交的に非難するという含意がある。その結果、出身国に留まる、同じ集団だとみなされる人々の境遇が悪化するという悲劇的な事態も生じうる。この可能性に自覚的になり、悲劇的な事態が頻繁には生じない世界の実現に向けて改革が追求されるべきだと、彼は主張する。

第4章では、砂漠や海を横断して国境を越える危険な移動をする人々を捜索し救助する義務をオーバーマン (Kieran Oberman) が検討している。受け入れ国は、移動の制限を実施することで、危険な移動に因果的に加担しているだけでなく、彼が別の論文で論証した、自由な移動を認める道徳的な義務にも違反している。そのため、受け入れ国は、危険な移動をする人々に対して、その他の人々にはない特別な義務を負っている。さらに、この義務は自国から地理的に近い場所での救助には限定されない。

第5章では、ミラーが、どの難民を受け入れるかをどんな規準で選別するかという、多くの難民

申請者が存在する非理想的な状況において生じる問題を論じている。彼は、一時的な保護と恒久的な保護の区別を導入する。前者においては、主な選別規準は本人の脆弱性であるべきである一方、後者においてはその人が受け入れ国に統合され・寄与する能力を持っているかも規準にしてよい。だが本人の文化的背景に基づく選別は、本人に関する事実ではなくその人が帰属する集団についての統計的事実に基づいている点で、人種的プロファイリングに類似しているため、許容できない。

第6章では、庇護申請者が強制送還されず滞在し続ける権利が、いかなる根拠で正当化されるかを、ホセイン (Adam Hosein) が考察する。到着から時間がたった庇護申請者の滞在権を擁護する有力な根拠は、形成された社会的紐帯の程度を滞在期間の長さから推定する「社会メンバーシップ理論」である (カレンズ『不法移民はいつ不法でなくなるのか』2017)。だがこの理論は、1) 入管施設に収容中は社会的紐帯は形成されない、2) 在留資格をもたない庇護申請者は社会に十全に参加できない、ことを看過している。そこで彼は、別の根拠として、長期的な人生計画を立てる能力を含む個人の自律に着目している。

第7章では、ギブニー (Matthew Gibney) が、近年の政治エリートの言説において難民の側が負っていると想定される、諸々の義務を検討している。これらの義務は難民の排除を正当化するために持ち出されるが、まずは受け入れ国の側が難民を道徳的に尊重する制度を構築しているかが問われなければならない。難民には保護が必要なくなれば帰還する義務や、入国の順番に並ぶ義務があるかもしれないが、それは上述のような制度構築などの諸条件が充たされた場合だけである。

第8章で、ブラッドリー (Megan Bradley) は、難民自身の理解に寄り添って帰還の価値を分析している。彼女は、帰還の可能性があることの重要性を強調する一方、特定の個人にとっては帰還は必ずしも望ましい選択肢ではないことを指摘する。さらに、出身国への帰還と別の場所での定住とを二者択一的に捉えてしまうと、難民にとっての帰還の価値の複雑さを過小評価してしまう。

第9章では、シュトラールが、帰還の価値を、個人の自律を実現するための手段という観点から論じている。自律の実現のためには、領土を占有する共同体に帰属することで可能となる社会的・政治的関係へのアクセスが重要である。帰還の権利は、このように個人の自律の背景をなす関係へのアクセスを可能にする手段として正当化される。庇護の付与に帰還の権利が含まれるとすれば、受け入れ国は帰還が実現可能な条件を整える責任を負うべきである。

第10章では、フェラシオーリ (Luara Ferracioli) が、難民は受け入れ国を選択する権利をもっているのかという問いを考察する。彼女は、難民は、指定された場所ではどほどの暮らしを送るのであれば、定住する場所を選択する権利をもっていないと主張する。そのうえで、もしも定住場所を選択する権利を認めれば、受け入れ国の負担が不均等になることを指摘している。

最後の二つの章では、現実の政策慣行の内在的な分析から、そうした慣行が正統化される根拠が示される。第11章では、リスター (Matthew Lister) が庇護申請者に一時的な保護を提供する「補完的保護」政策の慣行を分析している。12章では、レナード (Patti Lenard) が、サンクチュアリ政策という、アメリカの一部の都市でなされている、正規の在留資格を持たない人々に保護を提供する政策の正統性を分析している。

本書の概要は以上の通りである。難民に関しては英語圏の政治哲学においてもすでに一定の研究蓄積が存在し、日本にも紹介されている (小手川「難民の哲学」2021)。そうした研究の多くは、「誰が難民とみなされるべきか」といった抽象的で理論的な問いを中心に扱っている。それに対して本書に収録された論文の多くは、地中海や米墨間の砂漠での救助や、多数の難民の間における選別規準、庇護申請者が強制送還されず滞在し続ける権利、出身国への帰還、補完的保護といった、政策に関わる個別的な論点を取り上げている。これが本書の特徴といえる。

本書の論文の多くは、現実の政策慣行に即した

論証方法を採用している。この論証方法は、本書が表題に掲げる「政治哲学」にそぐわないと感じる読者もいるだろう。実際、オーウェンや、イーキンス、リスター、レナードらの論考は、法慣行や条文の解釈に終始しているようにも思われる。

だが、ここで、政治哲学において人の移動の問題を開拓したのはウォルツァー (Michael Walzer) であることを想起されたい (『正義の領分』1983)。本書にみられる慣行を重視する論証は、ウォルツァー的な政治哲学の潮流にあるといえる。関連して、この分野では近年、入管法・難民法が規定する権利義務が執行される仕方に関心が高まり、難民や入国管理に関わる政策慣行それ自体が研究対象とされていることも指摘しておきたい (Lister, 'Enforcing Immigration Law', 2020)。

ただし、現実の慣行に即した論証には、現状の追認に陥りやすいという問題がある。実際、本書におけるミラーの議論は、経済スキルや文化的背景を基にした選別は許容されないことを示す点で現状に対する一定の批判性を担保している一方で、リスターとレナードの論考は現在の慣行をたんに追認するものにも思われる。

たんなる現状追認は、慣行の解釈に際して用いる規範的な評価枠組みの精査が十分でない場合に生じやすい。この点を確認するため、シリアの難民問題で政治的に争点化した、ヨーロッパへの危険な移動をする難民の行為主体性 (エイジェンシー) の問題をとりあげたい。

トルコやリビアなどの近隣国を経由してヨーロッパへの入国を試みる人々は、ほどほどの生活水準以上の経済的成功を求めて、危険な移動をすることをあえて「選択」した人々なのだという見解は根強い (Betts and Collier, *Refugee*, 2017)。規範的考察において、この選択をどのように扱うかは、重要な課題である。本書でギブニーが指摘しているように、一方で、この選択に示された難民の行為主体性を無視するならば、難民を受動的な犠牲者としてだけ捉え人間性を剥奪することになってしまう。他方で、難民の行為主体性の発揮を重視して、選択の自発性を強調するならば、難民

の側が守るべき義務だけが問題化され、結果的に難民の権利の保護が後退してしまいかねない。危険な移動の選択をどのように扱うべきかについては、本書の執筆者の間でも見解が分かれている。

欧州の難民受け入れ諸国の政治言説においては、危険な移動の選択における難民個人の行為主体性に焦点が当てられることが多い。その結果、危険な移動はともすると自己責任とみなされる。だが、別の規範的評価枠組みを採れば、近隣国の難民キャンプの状況も、危険な移動の背景をなす構造として検討の対象となる (Parekh, *Refugees and the Ethics of Forced Displacement*, 2016)。本書でオーバーマンが論じているように、近隣国の難民キャンプでの困難な生活状況まで規範的な検討の対象に加えるならば、危険な移動は強いられたものとみなすべきかもしれない。その場合、危険な移動に対して難民の責任は問えないだろう。

危険な移動の例からわかるように、難民政策の慣行についての解釈は、前提となる規範的評価枠組みとして何が採用されるかに大きく依存している。だが、本書の論文には、特定の枠組みを当然視しているか、枠組みを明示していても、その枠組みが他に比べて妥当であるかどうかの精査がなされていないものも多い。もちろん一つの論考ですべてを精査することは困難であろう。だが、カレンズが言うように、慣行に内在する論証は、そこで前提とされる規範的評価枠組みの妥当性が (別の論考を参照するというかたちでも) 精査されていることで、はじめて十全なものとなる (Carens, *The Ethics of Immigration*, 2013)。

難民政策についての政治哲学はまだ緒に就いたばかりである。だが、本書は、難民問題に限らず、喫緊の政治問題と政治哲学の様々な論証の試みとが、どのような絡み合うのかに関心がある読者に、有益な洞察を与えてくれるだろう。

## 第29回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ

2022年5月21日(土)・22日(日)に明治大学(駿河台キャンパス)で開催される第29回研究大会において、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

### 1. 募集するパネルのテーマ

- ・多様な関心からの積極的な応募を期待しますが、第29回統一テーマ「政治思想と環境」との関連性を意識した内容を主題としたパネルが優先されます。

### 2. 応募資格

- ・パネルを構成する者が全員、応募の時点で会員であることが必要です。
- ・2021年度研究大会において、自由論題もしくはシンポジウムで報告した方は、報告者としては応募できません。ただし、司会者としての応募は可能です。また、2021年度研究大会において、司会者・討論者であった方は、報告者または司会者として応募できます。司会者および報告者として応募する方は、2022年度研究大会の自由論題に重複して応募することはできません。
- ・あらゆる世代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者、これまで報告したことのない会員を優先する場合があります。
- ・2022年度パネルで報告者を務めた者は、2023年度と2024年度の公募パネルに報告者として応募することができません。

### 3. パネルの構成、時間、使用言語

- ・パネルは一人の司会者と2名または3名の報告者によって構成されるものとします。

- ・各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- ・一つのパネルは1時間40分(予定)です。時間を厳守して下さい。一人の報告者の報告時間の配分は各パネルの自主性に委ねますが、20分から25分を一応の目安とします。
- ・公募パネルの進行・運営は申請した司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時間については開催校と企画委員会の指示に従ってください。
- ・パネルの配当時間は採用決定後に他のプログラムと同時に決定し、通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、大会開催中の土曜日・日曜日の8:40—18:30の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。
- ・パネルで使用される言語は、日本語もしくは英語とします。

### 4. 応募手続き

- ・応募は応募代表者が行います。
  - ・応募代表者はパネルの報告者または司会者のうちから選んでください。
  - ・応募代表者はA4用紙に横書きで以下の事項を記入した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ①応募代表者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、パネルの題目、パネルの意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)(パネルが英語で行われる場合は、パネルの題目、意図ないし趣旨に関する説明を英訳したものも添付すること)。
  - ②各報告者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告の題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)(パネルが英語で行

われる場合は、報告の題目、意図ないし趣旨に関する説明を英訳したのもも添付すること)。

③司会者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

- ・ Eメール宛先

早川誠 mhykw@ris.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 2022年度 公募パネル」と明記してください。

- ・ 締切日 2021年9月10日(金) 必着

5. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2021年9月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。

6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2022年5月1日(日)までに、報告原稿(フルペーパー)のファイルをHP担当者の小田川理事(odagaw-d@okayama-u.ac.jp)、早川理事(mhykw@ris.ac.jp)の両方にメールでお送りください。ファイルは、Microsoft Word、一太郎、PDFのいずれかの形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報告原稿(フルペーパー)を事前に送付してください。
- ・ 事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

企画委員会 早川誠(立正大学)(主任)  
井上彰(東京大学)  
川添美央子(慶應義塾大学)  
木部尚志(国際基督教大学)

☆この件についての問い合わせ先☆

早川誠 mhykw@ris.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 公募パネル 問い合わせ」と明記してください。

## 第29回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2022年5月21日(土)・22日(日)明治大学(駿河台キャンパス)で開催される第29回研究大会において、自由論題セッションを設けます。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

### 1. 応募資格

- ・ 応募の時点で会員であることが必要です。2021年度研究大会の自由論題に採用された方は応募できません。2022年度研究大会の公募パネルに司会者および報告者として応募する方は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・ あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

### 2. 報告時間

- ・ 報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・ 採用決定後に、確定した時間を通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40～18:30の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。

### 3. 応募手続き

- ・ A4の用紙に横書きで、氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)を記した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ・ 報告および報告原稿は日本語によるものとします。
- ・ Eメール宛先  
早川誠 mhykw@ris.ac.jp  
件名欄に「政治思想学会 2022年度 自由

論題」と明記してください。

- ・ 締切日 2021年9月10日(金) 必着

### 4. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2021年9月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・ なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

### 5. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2022年5月1日(日)までに、報告原稿(フルペーパー。形式はPDF、Microsoft Word、一太郎のいずれか)を送付してください。
- ・ 送付先は、(1)HP担当者の小田川理事(odagaw-d@okayama-u.ac.jp)、早川理事(mhykw@ris.ac.jp)の両方、および(2)当該分科会のパネリスト(司会者・報告者)全員です。
- ・ 報告原稿に加えてレジュメを提出される場合には、両方をひとつのファイルにまとめてください。
- ・ 事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

企画委員会 早川誠(立正大学)(主任)  
井上彰(東京大学)  
川添美央子(慶應義塾大学)  
木部尚志(国際基督教大学)

☆この件についての問い合わせ先☆

早川誠 mhykw@ris.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 自由論題 問い合わせ」と明記してください。

## 政治思想学会「学会報告奨励賞」(2021年度)のご案内

学会報告奨励賞(2021年度)は、2022年5月に開催される研究大会で学会報告を行う会員に対して旅費を支給するものです。自由論題での発表を考えている方は、別途自由論題の報告者募集に必ずご応募ください。質問がありましたら政治思想学会事務局までお寄せください(E-mail: admin-jcspt@senshu-u.jp)。

### 学会報告奨励賞 応募規定(2021年度)

#### 1. 趣旨

本学会報告奨励賞は、政治思想学会研究大会において研究発表を行う者に対して、大会会場への移動に要する旅費(交通費・宿泊費)を支援するために設けるものである。

#### 2. 応募資格

- ①政治思想学会の会員であること。
- ②日本国内に在住し、日本からの旅費を要すること。
- ③博士課程在学者、専任職(学振研究員等を含む)についていない者、学振DC、学振PD、助教等任期付きの職についている者。選考では、この順で優先するものとする。なお、身分は応募締切日時点のものとする。

#### 3. 応募条件

- ①次年度の政治思想学会研究大会で発表する者。なお、自由論題での発表を考えている者は、別途「自由論題」の報告者募集に必ず応募すること。
- ②2021年9月10日(金)までに応募すること。

#### 4. 応募方法、結果発表、発表後の提出書類

- ①次の書類を上記期間に、事務局宛に送ること。応募メールの件名を「学会報告奨励賞応募」

と明記すること。

- (1)履歴書
- (2)業績書
- (3)原則として、他組織からの援助のないものを優先するので、申請時にはかの組織による援助を受けることが決定している場合、あるいは援助を申請中の場合は、業績書にその旨を明記すること。

②審査結果は11月末までに応募者に通知する。給付枠は若干名とするが、予算状況を勘案して柔軟に運用する。

③発表終了後に領収書(旅費・宿泊費)を提出すること。

#### 5. 支給額

交通費:4万円以内の実費。鉄道・飛行機などの座席種別がある場合は最も低いランクの座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を使用する。具体的な規定は事務局の判断によるため、切符購入の前に事務局と相談のこと。

宿泊費:1万円以内の実費。

#### 6. 注意事項

①本賞の受賞者が他の組織や受賞者の所属機関等から同様の給付を二重に受けることは堅く禁止する。応募者は二重給付の事態が生じないよう留意すること。

②実施の具体的過程や支給額等については最終的に事務局が判断することとなるので、切符の購入や宿泊施設の予約前に事務局と相談のうえ予約手続きを進めること。

2021年7月20日発行 発行人 松田宏一郎 編集人 辻 康夫  
政治思想学会事務局 〒101-8425 東京都千代田区神田神保町3-8  
専修大学1号館914号室 菅原光研究室内  
E-mail : admin-jcspt@senshu-u.jp

会員業務(退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)  
(株)アドスリー 〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-20 サンライズビルⅡ3F  
Tel : 03-3528-9841 Fax : 03-3528-9842  
学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>